

## 八尾市障害者日常生活用具給付等事業実施要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、八尾市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく地域生活支援事業の実施に関する規則（平成18年八尾市規則第64号。以下「規則」という。）に規定する日常生活用具給付等事業（福祉電話を除く）（以下「本事業」という。）の実施について必要な事項を定めるものとする。

### (事業の内容)

第2条 本事業の内容は、障害者等に日常生活の便宜を図るため、八尾市（以下「本市」という。）が必要と認めた日常生活用具（以下「用具」という。）を給付する。

### (用具の種目等)

第3条 給付を受けることができる用具の種目、性能、耐用年数及び限度額は、別表第1、別表第2及び別表第3のとおりとする。

### (対象者)

第4条 規則第10条に規定する「本市に居住地を有する障害者等」とは、次の各号のいずれかに該当し、かつ、自立支援給付の実施主体が本市である者とする。

ただし、日常生活用具の給付の対象者は、別表第1、別表第2及び別表第3の対象者欄に掲げる者とする。

- (1) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項に規定する身体障害者手帳の交付を受けている者又は児童
- (2) 療育手帳制度要綱（昭和48年9月27日厚生省発児第156号厚生事務次官通知）に基づく療育手帳の交付を受けている者又は児童
- (3) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第1項に規定する精神障害者保健福祉手帳を受けている者又は児童
- (4) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年政令第10号）第1条に定める疾病の障害の程度が、継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける程度である者又は児童（以下「難病患者等」という。）
- (5) その他福祉事務所長（以下「所長」という。）が必要と認めた者又は児童

### (利用の申請)

第5条 本事業を利用しようとする障害者又は障害児の保護者及び難病患者等（以下「申請者」という。）は、規則第11条の規定により日常生活用具給付・貸与申請書（様式第1号の1。以下「申請書」という。）に申請者の属する世帯の前年分（1月から6月の申請にあつては前々年分）の市町村民税課税状況を証する書面を添付し所長に申請しなければならない。ただし、ここでいう「世帯」とは障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第17条の規定に基づくものとする。

- 2 ネブライザー及び電気式たん吸引器の給付の申請において対象者が、呼吸器機能障害3級以上でないときは医師の意見書を添付して申請するものとする。
- 3 紙おむつの給付を申請するときは医師の意見書（様式第1号の2）を添付して申請するものとする
- 4 ストマ用装具等の申請にあたっては申請者の利便性を考慮し、6ヶ月分の給付申請をすることができるものとする。
- 5 難病患者等が別表第3に掲げる用具の給付を申請するときは医師の診断書等を添付して申請するものとする。

（給付等の決定）

第6条 所長は、前条の申請があったときは、調査書（様式第2号）により対象者の身体状況、課税状況等必要な調査を行い、速やかに給付の可否を決定するものとする。なお、給付価格の決定について、低廉な価格で良質かつ適切な用具が確保できるよう、用具の製作又は販売を行う者（以下「業者」という。）に報告または説明を求め、関係書類等を検査することができるものとする。

- 2 所長は、給付等を行うことを決定したときは、日常生活用具給付決定通知書（様式第3号の1）及び日常生活用具給付券（様式第3号の2。以下「給付券」という。）を、給付等が適切でないと認めるときは、日常生活用具却下決定通知書（様式第4号）を当該申請者に交付するものとする。

（用具の給付及び管理）

第7条 所長は、用具の給付を受けた申請者（以下「受給者」という。）に対し、当該用具の適切な使用及び管理が図れるよう、必要に応じて指導を行うものとする。

- 2 受給者は、当該用具を給付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け又は担保に供してはならない。
- 3 所長は、受給者が前項の規定に違反した場合は、当該給付に要した費用の全部又は一部を返還させることができる。

（費用負担）

第8条 規則第13条の規定により、受給者は、給付を希望する用具の価格が別表1、別表2及び別表3の限度額に満たない場合はその用具の価格の1割の額（円未満切捨てた額）を、限度額を超える場合は限度額の1割の額（円未満切捨てた額）を自己負担額とし、自己負担額と限度額を超えた額の全額を、給付券に添えて業者に支払わなければならない。

- 2 前項に規定に関わらず、生活保護受給世帯（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付を受けている場合を含む。）に属する者および市民税非課税世帯者について、前項における自己負担額の支払いはないものとし、市民税課税世帯者については24,000円を月額負担上限額とする。

(費用の支払い)

第9条 市長は、用具を給付した業者から給付券を添付して行われた請求により、給付した用具の限度額から前条第1項により直接業者に支払われた額を減じた額を支払うものとする。

(点字図書)

第10条 点字図書の給付については、第5条、第6条及び第8条の規定に関わらず、次項から第5項までのとおりとする。

- 2 点字図書の給付を受けようとする者は、申請書に給付を希望する点字図書の発行証明書を添えて所長に申請しなければならない。
- 3 所長は、点字図書発行証明書の記載事項を確認したうえで、証明書に証明印を押印し点字図書購入者に交付する。
- 4 点字図書購入者は、証明書に自己負担額（一般図書の購入価格に相当する額をいう。）を添えて、出版施設に申し込み、点字図書の給付を受けるものとする。
- 5 市長は、出版会社からの請求に基づき、給付台帳と確認のうえ、公費負担分（点字図書価格から自己負担額を控除した額）を出版会社に支払うものとする。

(住宅改修)

第11条 居宅生活動作補助用具の購入費及び改修工事費（以下「住宅改修費」という。）の給付については、第5条及び第6条の規定に関わらず、次項から第6項までのとおりとする。

- 2 住宅改修費の対象となる範囲は、重度身体障害者等及び難病患者等が段差解消など住環境の改善を行う場合の住宅改修費であって次に掲げるものとする。
  - (1) 手すりの取り付け
  - (2) 段差の解消
  - (3) 滑り防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更
  - (4) 引き戸等への扉の取替え
  - (5) 洋式便器等への便器の取替え
  - (6) その他前各号の住宅改修に付帯して必要となる住宅改修
- 3 住宅改修費の給付要件は、当該住宅改修が、給付対象者が現に居住する住宅について行われるものであり、かつ身体の状態、住宅の状態等を勘案して必要と認める場合に給付するものとする。
- 4 住宅改修費の給付を受けようとするときは、申請者が、住宅改修費給付申請書（様式第5号）に申請者の属する世帯の前年分（1月から6月の申請にあつては前々年分）の市民税課税状況を証する書面及び住宅改修にあつての工事図面、また、借家については家主の承諾書を添付し所長に申請するものとする。なお、住宅改修完了後は、改修前後の写真も提出するものとする。

5 住宅改修費の決定については次のとおりとする。

- (1) 所長は、前項の申請があったときは、調査書（様式第6号）により対象者の身体状況、課税状況等必要な調査を行い、給付の可否を決定するものとする。なお、給付価格の決定について、低廉な価格で良質かつ適切な用具又は工事内容が確保できるよう、必要に応じ、業者に報告または説明を求め、関係書類等を検査することができるものとする。
- (2) 所長は、給付を行うことを決定した場合は、住宅改修費給付決定通知書（様式第7号の1）及び住宅改修費給付券（様式第7号の2）を、給付が適切でないと認めたときは、却下決定通知書（様式第8号）をそれぞれ申請者に交付するものとする。

6 住宅改修費の給付は原則1回とする。

（費用負担の減免）

第12条 所長は、災害その他特別な事由があると認めるときは、費用負担を減額し、又は免除することができる。

（委任）

第13条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、所長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成18年10月1日から施行する。
- 2 「八尾市身体障害者等日常生活用具給付等実施要綱」（昭和60年9月1日制定）及び「八尾市重度障害者（児）等日常生活用具給付等実施要綱」（昭和60年9月1日制定）は廃止する。

（経過措置）

- 3 この要綱の施行日前にされた申請に係るものについては、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成19年1月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成20年8月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成21年1月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成27年10月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成28年1月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成28年6月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成28年7月28日から施行する。